長野保健医療大学大学院学則

第１章　総則

（目的）

第１条　長野保健医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、長野保健医療大学の教育理念に基づき、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することにより、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価等）

第２条　本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価し、その結果を公表する。

２　本大学院は、前項の自己点検・評価の結果について政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

３　自己点検及び自己評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

（情報の積極的な提供）

第３条　本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報を提供するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第４条　本大学院は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

第２章　研究科の構成

（研究科、専攻及び学生定員）

第５条　本大学院に保健学研究科（以下「本研究科」という。）を置く。

２　本研究科に修士課程を置く。

（専攻）

第６条　本研究科に次の専攻を置く。

保健学専攻

（定員）

第７条　本研究科・課程の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科　　保健学研究科
専　攻　　保健学専攻
入学定員　　8名
収容定員　16名

（研究科の教育目的）
第8条　本研究科では、地域の健康に関する課題を、科学的かつ包括的に分析し対応できる高度な専門職医療人及び専門職教育者を養成するとともに、保健医療福祉システムを学際的な視点から地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第3章　修業年限、学年、学期及び休業日
（標準修業年限）
第9条　本大学院の標準修業年限は2年とする。ただし、本条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修制度」という。）ができる。
2　長期履修制度に関し必要な事項は、別に定める。

（在学年限）
第10条　学生は、在学年数4年（前条に規定する長期履修制度を選択した学生にあっては5年）を超えて在学することはできない。
2　前項の規定にかかわらず、学長が教育上特別必要があると認めた場合は、この限りではない。

（学年）
第11条　学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）
第12条　学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を　4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。
2　学長は、教育上必要がある場合、前項の前期終了日及び後期の開始日を変更することができる。

（休業日）
第13条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。
(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3)　夏季休業

(4)　冬季休業
(5)　春季休業
(6)　開学記念日
(7) その他学長が定めた日

2　前項の規定に関わらず、学長は、必要がある場合は臨時に休業日を設け若しくは休業日を変更し又は休業日に授業を行わせることができる。

3　非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第４章　教育方法及び教育課程

（教育方法）

第 14 条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

（教育方法の特例）

第 15 条　本大学院は、教育研究上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（教育課程）

第 16 条　本研究科の教育課程は、別表１のとおりとする。

２　授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第 17 条　授業科目の単位数は、講義・演習について、１５時間から３０時間をもって１単位とする。

（単位の授与）

第 18 条　授業科目を履修し、試験その他の審査により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 19 条　学長は、教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学した者が、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、１０単位を超えない範囲で本大学院において履修した単位として認定することができる。

（他の大学院等における授業科目の履修等）

第 20 条　学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、当該大学院における履修を認めることができる。
２　前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて１０単位を超えないものとする。
３　前各項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

（他の大学院・研究科等における研究指導）
第 21 条　学長は、教育研究上有益と認められる場合には、他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において学生が必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（成績の評価）
第 22 条　成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格とする。
２　学位論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

第５章　運営組織及び教員組織
（運営組織）
第 23 条　本研究科の教育に関する重要事項を審議するため、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（教員組織）
第 24 条　研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。ただし、必要ある場合は、兼担講師または兼任講師が担当することができる。

（研究科長）
第 25 条　本研究科に研究科長を置く。
２　研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

第６章　課程の修了及び学位の授与等
（修士課程修了の要件）
第 26 条　修士課程修了の要件は、次のとおりとする。
（１）本大学院に２年以上在学すること。
（２）次の授業科目を履修し、合わせて 30 単位以上を修得すること。

ア　共通科目のうち必修科目を 10 単位、選択科目を 2 単位以上、合わせて 12 単位以上
イ　専門科目のうち必修科目を 2 単位、選択科目を 6 単位、合わせて 8 単位
ウ　特別研究として必修 10 単位

（３）必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する修士論文審査及び最終試験に合格すること。

（学位の授与）

第 27 条　修士課程を修了した者に対し、次のとおり修士の学位を授与する。

２　修士課程の修了の認定及び学位の授与は、教授会の議を経て学長が行う。

３　学位論文の審査、最終試験及び学位の授与等学位に関し必要な事項は別に定める。

第７章　入学、退学、休学、転学及び除籍

（入学）

第 28 条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

（入学資格）

第 29 条　本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）大学を卒業した者

（２）学校教育法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

（３）外国において、学校教育（日本において、外国の大学が行う通信教育を履修する場合も含む）における１６年の課程を修了した者

（４）日本において、文部科学大臣が指定した外国大学日本校の１６年の課程を修了した者

（５）外国の大学等において、修業年限が３年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

（６）文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者

（７）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２２歳に達した者

（入学の出願）

第 30 条　本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び所定の書類を添えて、指定期日までに本大学院に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第 31 条　前条の規定により入学を志願した者に対して、入学の選考を行う。

２　選考の方法については、その都度公示する。

３　選考による合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

（入学手続）

第 32 条　前条による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

（入学許可）

第 33 条　学長は、本大学院において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者に入学を許可する。

（変更の届出）

第 34 条　学生が住所、氏名を変更したときは届け出なければならない。

（休学及び復学）

第 35 条　学生が、疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学できないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2　学長は、病気のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3　休学期間は 1 年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に 1 年以内に限り、期間を延長することができる。

4　休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

5　休学期間は、第 10 条第 1 項の在学年限に算入しない。

6　休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

（転入学）

第 36 条　学長は、他の大学院に在学している者で本大学院への転入学を志願するもの者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、教授会の議を経て、学長が決定する。

（転学）

第 37 条　他の大学院への転学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

（退学）

第 38 条　退学しようとする学生は、その事由を付して、所定の書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第 39 条　学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍するものとする。
（1）学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
（2）第 10 条第 1 項に定める在学年限を超えた者
（3）長期間にわたり行方不明の者
（4）第 35 条第 4 項に定める休学期間を超えて、なお修学することができない者

（再入学）
第 40 条　学長は、願いにより本大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することができる。
2　前項の規定により再入学を許可された者は、原則として、原学年に再入学させ、既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い、履修すべき授業科目並びに在学すべき年数については、学長の認定するところによる。

（留学）
第 41 条　外国の大学院に留学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。
2　前項の許可を得て留学した期間は、第 9 条に定める修業年限に含めることができる。
3　留学に関する事項は別に定める。

第 8 章　研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生
（研究生）
第 42 条　学長は、本大学院入学資格に該当する者で、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
2　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生及び聴講生）
第 43 条　本学則第 29 条の各号の一に該当する者が、本大学院授業科目の一部について受講を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り審査の上、科目等履修生又は聴講生として受講を許可することができる。
2　科目等履修生には試験を課し、合格した科目については当該科目の単位を授与する。ただし、聴講生には単位を認めない。
3　科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）
第 44 条　学長は、本大学院入学資格と同等以上の学力をもつ外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

２　外国人留学生に関し必要事項は、別に定める。

第９章　入学検定料、入学金及び授業料

（入学検定料等の金額）

第 45 条　入学検定料、入学金及び授業料の額は次のとおりとする。

入学検定料　　３０，０００円

入　学　金　　２００，０００円

授業料（年額）　　９００，０００円

ただし、本学又は長野医療技術専門学校の卒業生の入学金については、所定金額に対して２分の１以内を限度として免除することができる。

２　納付した入学検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。ただし、入学金及び授業料を納入した後、一定の期間内に本大学院への入学を辞退した者については、授業料を返還する。

３　長期履修に係る授業料は、標準修業年限 2 年分の授業料の合計額を長期履修年数に応じて分割納入する。

４　学長は、特別の事情があると認めた者の授業料を減免することができる。

（授業料の納入期限）

第 46 条　本大学院の学生の授業料は４月１日から９月３０日までを前期、１０月１日から翌年３月３１日までを後期とし、その年額の２分の１に相当する額を、学長が指定した日までに分割納入する。

２　経済的事由により授業料等の納付が困難であって、学業優秀と認められた者その他やむを得ない事情があると認められた者については、授業料の一部の納付を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（退学及び停学の場合の授業料）

第 47 条　学年の中途で退学した者は当該学期分の授業料を納入しなければならない。

２　停学期間中の者は、当該期の授業料を納入しなければならない。

（休学した場合の授業料）

第 48 条　前期又は後期の中途で休学した者は、休学した当該期の授業料を納入しなければならない。

2　休学が前期又は後期の全般にわたるときは、授業料に替えて、当該期毎に別に定める在籍料を納入しなければならない。

3　前期又は後期の中途で復学した者は、復学した当該期の授業料を納入しなければならない。

第 10 章　賞罰

（表彰）

第 49 条　学長は、本大学院の学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて表彰することができる。

（懲戒）

第 50 条　学長は、本大学院の学則その他諸規程に違反し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者に対して、教授会の議を経てこれを懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）学業劣等で成業の見込がないと認められる者

（3）正当の理由なく授業に出席しない者

（4）本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

４　停学の期間は、第 10 条第 1 項に規定する期間に算入する。

第 11 章　雑則

（細則）

第 51 条　この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第 52 条　この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会の議決により行う。

附則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

別表１　教育課程

科目区分		授業科目名	単位		配当年次
			必修	選択	
共通科目		医療倫理学	2		1前
		多職種連携論	2		1前
		医療コミュニケーション論		2	1前
		保健医療マネジメント論		2	1前
		応用統計学		2	1前
		医療英語研究	2		1前
		保健医療教育論	2		1前
		保健医療教育実践論		2	1前
		保健医療研究法	2		1前
		小計	10	8	
専門科目	看護・リハビリテーション分野	保健学総論	2		1前
		ケア提供システム特論		2	1前
		ケア提供システム演習Ⅰ		2	1後
		ケア提供システム演習Ⅱ		2	1後
		人間発達ケア特論		2	1前
		人間発達ケア演習Ⅰ（理学療法学)		2	1後
		人間発達ケア演習Ⅱ（理学療法学)		2	1後
		人間発達ケア演習Ⅰ（作業療法学)		2	1後
		人間発達ケア演習Ⅱ（作業療法学)		2	1後
		人間発達ケア演習Ⅰ（母子看護学)		2	1後
		人間発達ケア演習Ⅱ（母子看護学)		2	1後
		健康コミュニティ特論		2	1前
		健康コミュニティ演習Ⅰ		2	1後
		健康コミュニティ演習Ⅱ		2	1後
		小計	2	26	
特別研究		保健学特別研究	10		1後～2通